平成２７年（フ）第２０９号
石川県野々市市御経塚１丁目474番地
破産者　株式会社ＣＲＳ・ジャパン
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８号
愛知県岡崎市緑丘２丁目11番地４
破産者　有限会社次井生花
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７８６号
大阪市浪速区稲荷１丁目７番４号
破産者　株式会社拓伊商事
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４４号
広島市中区本通４番17号ル・フェール広島本通４Ｆ
破産者　ａｉサポート株式会社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３号
愛媛県松山市一番町４丁目１―11　共栄興産一番町ビル７階、商業登記簿上の本店所在地愛媛県松山市大街道１丁目４番地７
破産者　有限会社ケーアンドコー
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７２３号
東京都板橋区蓮沼町33―13―210号、住民票上の住所福岡市城南区梅林５丁目３番22号
破産者　柿木　憲治
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１１３号
福岡市中央区小笹１丁目14番15―101号
破産者　本田　親幸
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１１４号
福岡市中央区小笹１丁目14番15―101号
破産者　本田久美子
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５１３号
福岡市城南区別府団地１―302号、住民票上の住所福岡市中央区薬院４丁目18番５―1203号
破産者　坂元　平二
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８４９号
福岡県大野城市若草１丁目13番16号、前住所福岡市南区大橋２丁目16番１―304号
破産者　勝野　友寛
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１００５号
福岡県筑紫野市紫３丁目14番33号
破産者　水谷　洋親
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０５８号
福岡市南区野間１丁目６番20―503号
破産者　佐藤　康博
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０５９号
福岡市南区野間１丁目６番20―503号
破産者　佐藤　和美
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１１６号
福岡市早良区飯倉８丁目16番１号
破産者　猪股　睦美
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６７号
相模原市中央区横山３丁目23番４号
破産者　菊池　幸治
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第８７号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１１―126
破産者　中畠　幸雄
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
福岡市南区西長住３―39―15、住民票上の住所福岡市中央区平尾２丁目19番35号
破産者　マイノリティレッブこと　林　　裕幸
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９３号
佐賀県鳥栖市桜町1120番地14
破産者　佐熊　秀和
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
佐賀県鳥栖市桜町1120番地14
破産者　佐熊　初美（旧姓古賀）
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係